

# 社会福祉センター／評価基準書

項目		審査の視点	配点	係数	合計	
1	団体の状況 (15点)	(1) 団体の理念・基本方針等	団体の理念や基本方針は、社会福祉センターの設置目的と合致しているか。	5	1	5
		(2) 財務状況	団体の財務状況が健全であり、指定管理業務を安定して行うだけの財政基盤を備えているか。	5	1	5
		(3) 申請理由	申請理由に妥当性・具体性があり、熱意が感じられるか。	5	1	5
2	基本方針 (15点)	(1) 地域福祉に関する基本的な考え方	社会福祉センターの管理運営を付託するのにふさわしい基本的な考え方が示され、その内容が優れているか。	5	1	5
		(2) 運営の基本方針	社会福祉センターの設置目的を十分に理解し、その目的を達成できる現実的な方針となっているか。	5	1	5
		(3) 施設管理の基本方針	社会福祉センターの利用者を考慮した、着実で、安心感を抱かせる基本的な考え方が示されているか。	5	1	5
3	職員配置・育成 (5点)	(1) 職員の確保・配置及び育成	団体として十分な職員が確保されており、常に円滑な業務を実施できる体制がとれるか。また、職員の資質向上のための具体的な育成計画及び研修計画があるか。	5	1	5
4	施設の管理運営 (35点)	(1) 施設・設備の維持保全及び管理	施設の管理運営方針が具体的であり、実行性・実現性が高いか。	5	1	5
		(2) 事故防止及び緊急時等の対応	事故防止への取組及び事故・災害等発生時の対応策が具体的で適切であるか。組織として事故防止等に取り組む姿勢が見られるか。	5	1	5
		(3) 施設の適切な利用許可	公平・公正に利用受付許可を行うための方針があり、利用者の立場に立った対応をするための工夫が見られるか。	5	1	5
		(4) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者のニーズを把握し、どう改善していくのか、要望や苦情を受けて迅速な対応ができる仕組みについて、具体的な提案がされているか。	5	1	5
		(5) 広報・利用促進計画	施設利用率の数値目標を立て、利用促進の方針があり、実行性及び実現性を伴うものとなっているか。	5	1	5
		(6) 個人情報保護・情報公開への取組	個人情報の保護マニュアルが整備され、適切に運用されているか。また、団体の運営状況が様々な手段により公開されているか。	5	1	5
		(7) 環境への配慮	環境への配慮（ごみ減量化、リサイクル、省エネルギーなど）に対する明確な考え方を持っているか。	5	1	5
5	事業の企画・実施 (30点)	(1) 事業計画・事業展開	社会福祉センターの設置目的を理解し、横浜市の施策や利用者のニーズを踏まえた地域福祉を向上するための事業が提案されているか。また、これらについて具体的な目標を掲げ、目標達成に向けた具体策と達成時期が明示されているか。	/	/	/
			※以下の項目ごとに評価			
			○ボランティアセンター事業（情報収集・提供）	5	1	5
			○ボランティアセンター事業（相談・紹介等）	5	1	5
			○市民・ボランティア団体等の交流に関する事業	5	1	5
			○施設・設備の提供（ホール、会議室、軽運動室等）	5	1	5
			○施設・設備の提供（ボランティアセンター諸室）	5	1	5
○社会福祉センターの特色を生かした独自性のある事業	5	1	5			
6	収支計画及び指定管理料 (30点)	(1) 収支計画の適正性	業務執行に対応した適切な金額が見込まれており、指定管理期間中にわたる実現性が担保されているか。	5	2	10
		(2) 利用料金の適正性	減免等の考え方を含め、利用料金の設定は適切になっているか。	5	2	10

項 目		審査の視点	配点	係数	合計	
	(3) 運営費の効率性	経費節減への取組に関する具体的な提案がなされているか。	5	2	10	
7	前期の指定管理業務の実績 (15点)	(1) 前期の指定管理業務の実績	前期の指定管理期間（平成18年度～21年度）において、社会福祉センターの課題をどのように把握し、その解決に取り組んできたか。 <b>※以下の項目ごとに評価</b>	/	/	/
		○ボランティアセンター事業（情報収集・提供、相談・紹介等）	5	1	5	
		○施設・設備の提供（ホール、会議室、軽運動室、ボランティアセンター諸室等）	5	1	5	
		○社会福祉センターの特色を生かした自主事業	5	1	5	
<b>合 計</b>			/	/	145	

<選定方法>

1	「審査の視点」に基づき、各項目について以下の基準で採点を行います。															
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">悪い 不適切</td> <td style="text-align: center;">←</td> <td style="text-align: center;">普通</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">良い 適切</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">点数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </table>	悪い 不適切	←	普通	→	良い 適切	1		2	3	4	点数				5
悪い 不適切	←	普通	→	良い 適切												
1		2	3	4												
点数				5												
2	事前に書類審査を行った上で、第2回選定委員会で行われる申請団体のプレゼンテーション（質疑応答含む）を踏まえ、最終的な点数を決定します。															
3	出席委員全員の総得点を選定委員会としての審査結果とし、公表します。															
4	質の担保をはかるため、最低基準を設けます。最低基準は、総得点の60%とします。 最低基準を満たさない場合は、選定されず、申請者に申請内容の補正を指示します。（改めて選定委員会を開催） また、最低基準を満たしていても、著しく点数の低い項目がある場合は、選定委員会で協議することとします。															